

## 風力発電設備に関する騒音規制のあり方（骨子）

### 1 背景

風力発電設備は、地球温暖化防止対策に資する重要な再生可能エネルギー発電設備として、全国的に設置が進められています。

一方、機械音や風切り音による騒音の影響が懸念されることから、兵庫県では、平成 19 年 6 月に「環境の保全と創造に関する条例施行規則」を改正し、出力 20 キロワット以上の風力発電設備を特定施設に追加するとともに、同年 8 月に「風力発電設備に係るガイドライン」を策定し、風力発電設備の設置者を指導しています。

近年、設備の大型化が進んでおり、騒音による生活環境への影響が懸念されていることから、騒音規制のあり方について見直しが必要です。

### 2 目的

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）」を改正し、風力発電設備の騒音に係る規制基準を定めようとするものです。

### 3 規制内容

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）」に、以下のとおり風力発電設備の規制基準を追加します。

表 風力発電設備から発生する騒音の規制基準

区分	地域の類型	規制基準（単位 デシベル）	
		昼間 〔 午前 6 時から 午後 10 時まで 〕	夜間 〔 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで 〕
風力発電設備	AA	40	30
	A 及び B	45	35
	C	50	40

注 1) 規制基準を適用する地点は、次のいずれかに該当する地点\*とします。

- (1) 風力発電設備から発生する騒音の影響を受ける全ての住居等（当該設備が設置されたとき、既に建設されているものに限る。）から当該設備に向かって 3.5m の地点
- (2) 風力発電設備から発生する騒音の影響を受ける市街化区域のうち、騒音に係る環境基準の AA、A 及び B を当てはめる地域（当該設備が設置されたときに指定されている環境基準の地域の類型による。また、道路を除く。）

※ 地上からの高さ 1.2m の位置

注 2) 地域の類型は、規制基準を適用する地点での環境基準の類型指定によるものとします。ただし、住居等の場合は、当該住居等が立地している場所での環境基準の類型指定によるものとします。

注3）騒音の大きさは、風車到達騒音※の大きさとしします。

※ 風車到達騒音：風力発電設備から発生し、規制基準を適用する地点に到達する騒音  
（風力発電設備稼働時の騒音レベルと当該設備停止時の騒音レベルから算出した騒音レベル）

#### 4 施行期日等

告示改正後、一定期間適用を猶予し、施行日以後に設置される風力発電設備に対して改正した規制基準を適用します。施行日前に設置されている風力発電設備には従前の規制基準を適用します。